

「ウェストミンスター信仰告白」の翻訳とその原典について*

村 川 満

はじめに

- 一 現代の諸版とテキストへの関心
- 二 最古の7つの版の成立過程
- 三 カラッザーズ版の価値
- 四 カラッザーズ版と諸版の比較
- 五 カラッザーズ版にもとづく試訳の一例
- 関連年表

「ウェストミンスター信仰告白」といっても、たいていの人はその名前も聞いたことがないかもしれない。キリスト信者でも、これを信条として採用している教会の会員を除けば、知っている人は限られているだろう。まして一般の人々の場合、これを知っているのは、とくにイギリス史に関心と知識のある少数者にとどまるかもしれない。しかしながら、わが国では社会学徒のみならず、マックス・ウェーバーに関心をもつ人々は多く、彼の名著『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』を手にする人は少なくない。そしてその第二章の始めの部分を読んだ人は、そこに「ウェストミンスター信仰告白」という名称と、そこからの長い引用を見出して強い印象をうけることと思う。ウェーバーがこの「信仰告白」をどう扱っているかという問題は別に論じなければならないが¹⁾、ともかくこのことから、ウェーバーが取り組んだ問題、近代社会とその思想・宗教、に関心を持つ人は、「ウェストミンスター信仰告白」を無視できないということがわかるだろう。ところが、「ウェストミンスター信仰告白」とそれを生み

出した「ウェストミンスター会議」についての研究は非常に遅れているのが現状である²⁾。「信仰告白」そのものの日本語訳も、数種類あるが、不十分な点が多いと言わざるを得ない。もっと正確な訳が求めらる所以である。そこで、その正確な訳の前提となるべきことをまず問題にしようというのがこの論文の意図である。

—

外国の書物、とくに古典的なものの翻訳にあたっては、まず良いテキストを選ぶことが大切で、それが出発点になるということは今では常識になっている。しかし、残念なことに「ウェストミンスター信仰告白」の翻訳については必ずしもそうはないのが現状である。

「ウェストミンスター信仰告白」の日本語訳としてはすでに次の5種類のものが出版されている。(以後引用諸版の最初に通し番号を付ける)

1. 堀内友四郎訳、基督教文庫(25)、長崎書店、昭和15(1940)年
2. 松尾武訳、双恵学園出版部、昭和28(1953)年。シャフを底本とする。
3. 浅倉重雄訳、REFORMED LIBRARY No. 10、活水社、昭和28(1953)年。
4. 山永武雄訳、『信条集』後篇、新教出版社、1957年、所収。
5. 日本基督改革派教会信条翻訳委員会訳、新教出版社、1964年。

* 本稿は1995年9月19日に神戸改革派神学校において開催された同校1995年度第1学期開講講演会で行った講演の内容を一部省略して文章化したものである。

1) この問題は「ウェーバーと『ウェストミンスター信仰告白』」という論文で扱うことにしている。
 2) 研究書としては、松谷好明『ウェストミンスター神学者会議の成立』、1992年、と A. I. C. ヘロン編・松谷好明訳『ウェストミンスター信仰告白と今日の教会』、すぐ書房、1989年、があるのみ。前者はこの会議についての、詳細な、わが国初の本格的研究で、研究史の概観と参考文献もついていて非常に有益である。

このなかで原典の明確な記載があるのは、No. 2 の松尾武訳だけである。翻訳者でさえこのような状態であるから、「ウェストミンスター信仰告白」のテキストの問題について関心を持つ人は、教職も含めてこれまで非常に少なかったと言つていいだろう。

それでは、本場のイギリスやアメリカではどうであろうか。そこでもやはり一般に用いられているのは、流布本であって、もっと正確な権威あるテキストを求めるという熱心はごく一部の人々に限られているように思われる。なるほど、流布本ではなく、権威あるテキストとして、松尾訳が底本としたシャフがある。現在入手できるのは次のものである。

6. Philip Schaff ed., *The Creeds of Christendom*, 1876; reprint ed., Grand Rapids: Baker Book House, 1983, vol. III, pp. 600–73. (ラテン語訳付) [略記号: S]

これは有名な信条集であるが、何しろ古いものであり、とくに今問題にしている「ウェストミンスター信仰告白」については、あまり信用ができないと思う。前書きによると、1647年のthe second edition (後述のカラッザーズの分類による EDITION FOUR か FIVE らしい) から取ったと記されているが、その版を正確に伝えているかどうか甚だ疑問である。また他の権威ある諸版との照合がなされずに、後代のアメリカ版との照合がなされているのは、正しいテキストをつくるという校訂者・編集者としての姿勢が問われることだと思われる。

しかしながら、1937年にイギリスからカラッザーズの次の書物が出版された。

7. S. W. Carruthers, *The Westminster Confession of Faith, being an Account of the Preparation and Printing of its Seven Leading Editions, to which is appended a Critical Text of the Confession with Notes thereon*, Manchester: Aikman & Son, 1937. (最近 Still Waters Revival Books よりゼロックス版がでた) [略

記号: C]

これは「ウェストミンスター信仰告白」の最も古い権威ある 7 つの版の成立過程を調べ、同時にそれらの諸版を詳しく照合し、その異同を明らかにし、さらに現代の諸版への変遷（むしろ改悪）の過程を明らかにした研究であるが、さらにそれにもとづき、この「信仰告白」の一番元の姿を復元することを目指したクリティカル・テキストを注付きで提供したものである。これは画期的な研究であり、以後これを凌ぐものはおろか、それを継続するような研究もでていないと思う。

しかしカラッザーズは 9 年後に、イングランド長老教会からもう一つの版を出した。

8. S. W. Carruthers ed., *The Confession of Faith of the Assembly of Divines at Westminster from the Original Manuscript written by Cornelius Burges in 1646*, Tercentenary Edition, Presbyterian Church of England, 1946. (証拠聖句なし。リプリント版がスコットランドの Free Presbyterian Publications から 1978 年にでている) [略記号: BC]

これはウェストミンスター会議が作成した「信仰告白」を、会議の副議長 (Assessor) であったコーネリアス・バージェスが全文を筆写して下院に提出した原本が発見され、それを現代版として出版したものである。これはいわば著者の直筆の原稿にもとづく版とでもいべきものであるから、全く疑問がないわけではないが、現在これ以上に権威あるものは考えられないわけである。そして上の No. 7 のテキストと比較してみると、なお細かい違いはあるものの、基本的にカラッザーズの仕事の正しさがこれによって証明されたということができる。したがって、以後「ウェストミンスター信仰告白」のテキストとしてはこの版が最も権威あるものとして用いられるのが当然だと思われる。ただこのバージェスの手稿本は証拠聖句が付けられる前の段階のものなので、当然この版には証拠聖句はついていない。

このようなカラッザーズのすばらしい仕事

も、広く一般に受け入れられるには到らなかつたと思われる。「信仰告白」は教会の生活の中で実際に長く用いられてきたものであり、また各教派の伝統の中でいろいろ異なった版が使われてきたということもあって、新しいテキストがすぐに採用されるということにはならないのかかもしれない。

そのようななかで、スコットランド自由長老教会の出版局からでた「ウェストミンスター信仰告白・大小教理問答書」とそれに関連する諸文書を集めた次のような便利な書物にカラッザーズのNo. 8のテキストが収められたことは、注目に値することと思われる。

9. *The Confession of Faith, the Larger and Shorter Catechisms, with the Scripture Proofs at Large, together with the Sum of Saving Knowledge, etc.*, Publications Committee of the Free Presbyterian Church of Scotland, 1967. [略記号：FP1]

この本文はNo. 8のテキストを正確に伝えていないところがあるが、ともかく、このような一般的な書物にカラッザーズのものが収められたということはすばらしいことに思われる。しかしながら次に記す9年後に出た新しい版では、どうしたわけか「信仰告白」はカラッザーズのテキストが、別の、おそらく以前の古いものに代えられている。カラッザーズのテキストは別にパンフレット形でだすことにしてからかもしれないが、残念なことであり、やはり、正確なテキストを確立しようという姿勢が欠けていることの現れと思われる。

この新版の表題は次のように旧版と同じである。

10. *The Confession of Faith, the Larger and Shorter Catechisms, with the Scripture Proofs at Large, together with the Sum of Saving Knowledge, etc.*, Publications Committee of the Free Presbyterian Church of Scotland, 1976. [略記号：FP]

この書物は現在容易に入手できるものであり、またカラッザーズのテキストとの違いがはっきりするので、以後比較の際に主にこれを用いることにする。

次にアメリカに目を移すと、アメリカ正統長老教会（OPC）の出版を担当しているところから、カラッザーズのNo.8のテキストを収めた次のものがでた。

11. *The Westminster Standards*, Great Commission Publications, n. d.

正確なテキストではあるが、アメリカ流の削除と変更がある。OPC, PCA の教理基準と記されているので、このテキストが採用されるにあたっては、カラッザーズを高く評価していたジョン・マレー（後述）の働きがあったのではないかと推測するが、その採用が教派レベルのものか、出版社レベルにとどまるものかさえ不明である。またこの書物自体には何の説明もついていないので、カラッザーズのテキストが採用されていることにさえ無知・無関心というのが一般的な状況ではないかと思われる。

次に、有名な神学者モートン・スミスが、「信仰告白」と「大・小教理問答書」を対観する便利な書物をだした。

12. Morton H. Smith, *Harmony of the Westminster Confession and Catechisms*, Greenville Seminary Press, 1991. [略記号：MS]

これはカラッザーズを収めたNo. 9のテキストを採用したと記しているが、No. 9よりさらにNo. 8の原典から離れているのは遺憾である。

次は「ウェストミンスター信仰告白」の現代語版である。

13. *The Westminster Confession of Faith, An Authentic Modern Version*, Summertown Texts, 1979, Revised 2nd Ed., 1984.

学問的な書物であるのに、古くて問題のあるシャフを底本にして現代語訳がなされていることは全く納得がいかない。

14. John H. Leith, *Creeds of the Churches*, Anchor Book Edition, 1963, Third Edition, John Knox Press, 1982, pp.192-230.

この信条集にも「ウェストミンスター信仰告白」が収められているが、テキストはシャフか

らとられている。「ウェストミンスター会議」とその「信仰告白」についての著作³⁾があるリースが、少なくともカラッザーズのNo. 7のクリティカル・テキストの付いた本は資料にあげているのに、なおシャフをテキストにしていることは理解に苦しむところである。

次の二冊はいずれも教派の中で使われる目的の版であるが、入手し易いものと思われるのをここに挙げる。

15. *The Westminster Confession of Faith and the Testimony of the Reformed Presbyterian Church of North America*, Board of Education and Publication, n. d. [略記号: RP]

これは北米改革長老教会（通称カベナンター派）からでているもので、他のアメリカの長老教会と違って、削除や改訂を行わず、問題のある場合は並記してある「証言」の方で指摘するという方法をとっている。したがってテキストは原文のままで、しかも大変すぐれたテキストである。カラッザーズのNo. 7のテキストとはほとんどかわらない。しかしテキストの由来その他については何も記されていない。またすぐれたテキストであっても、教派外で用いられる可能性は少ないと思われる。

16. *The Confession of Faith of the Presbyterian Church in the United States*, John Knox Press, n. d. [略記号: PCUS]

アメリカ版の「ウェストミンスター信仰告白・大小教理問答書」を収めたポビュラーなもの。

以上「ウェストミンスター信仰告白」の諸版の説明を通じて、その正しいテキストへの関心が、わが国のみならず、イギリス、アメリカにおいても甚だ十分でないことが示されたと思う。それには様々の理由・原因があると思うが、「ウェストミンスター信仰告白」の正しい理解のために

は、正確なテキストをまず手にすることが必要だということは論をまたない。そして現在のところ最良のテキストは、カラッザーズのものをおいて他にはない⁴⁾。したがって、証拠聖句を含んだ「ウェストミンスター信仰告白」のテキストを考えるにあたって、本文としてはバージェスの手稿本にもとづくカラッザーズのNo. 8のテキストをとり、証拠聖句にはNo. 7のクリティカル・テキストのものをあて、さらにNo. 7の本文と注を参照するというのが最も適切なやりかただと思われる。

二

次に、前節で述べたカラッザーズのテキストの優秀性をさらに二つの方向から明らかにしたい。第一は、そのテキストがカラッザーズのどのような研究に裏付けられたものであるかをもうすこしう具体的に見ることである。第二は、それを他のテキストと比較することによって、その優秀性を具体的に明らかにすることである。

まず、カラッザーズの研究の内容についてであるが、彼のクリティカル・テキストが「ウェストミンスター信仰告白」の最も古い7つの版の照合にもとづることはすでに述べた。それでは、その7つの版はどのようにして生まれ、どのような性質のものであろうか、その歴史的経緯をカラッザーズは、ミッチャエルやウォーフィールドの研究を訂正しながら、明らかにしている⁵⁾。

「ウェストミンスター信仰告白」を生みだした「ウェストミンスター会議」の始まったのは1643年7月1日であったが、「信仰告白」の作成が取り上げられるのは、イングランド議会がスコットランドとの間に「厳肅な同盟と契約」(Solemn League and Covenant) を締結した結果である。しかし実際に会議で「信仰告白」が取り上げられるのは1年後の1644年8月20日に「信仰告白の委員会」が設置された時である。翌1645年5月12日

3) *Assembly at Westminster*, John Knox Press, 1973.

4) 松谷好明氏も同意見である。前掲書24頁参照。

5) *The Westminster Confession*, Part I, pp. 9-68. 本論文付録の関連年表参照。

に「信仰告白起草委員会」が設置され、7月から審議が開始された。しかし会議は他に大きな問題を課せられていたので、「信仰告白」の方は進捗しなかった。進展がみられるのはさらに1年後の1646年7月22日であった。この日会議が、3日前に起こった議長（Prolocutor）トゥイス博士（Dr Twisse）の死を下院に正式に伝えた際に、下院はその機会をとらえて、会議が「信仰告白」と「教理問答」の作成を急ぐようという決議をし、これを会議に伝達した。さらに下院は9月17日に、「信仰告白」の完成しただけのものを提出するようという命令を出し、会議はこれにこたえて9月25日に「信仰告白」の1章～19章を下院に提出した。10月6日下院はこの1章～19章を両院議員の使用のために500部印刷することを決定し、同時に証拠聖句を欄外に記入することを命令した。会議はこの証拠聖句をつけるということにはすぐには応じられない気持ちで、10月12日にこの命令についての委員会を設置して検討のうえ、翌日下院に意見をだした。証拠聖句をつけることになると、さらに長い議論が必要で、「信仰告白」の印刷に直ちに進むことはできないという内容であった。議会はこの申し出を受け入れ、証拠聖句なしの「信仰告白」の印刷を承認するが、なお証拠聖句ができるだけ速やかに提出するようという期待を表明した。このようにして、10月23日に500部に厳格に限定した印刷を命じ、増刷や内容を外部に漏らすことを禁じる下院の条例が成立した。このようにして印刷されたのが第一版〔EDITION ONE〕であるが、これは「信仰告白」の1章～19章の未完版である。

それから会議は「信仰告白」の完成にむけて非常に勤勉にその仕事に携わった結果、11月26日によく一応の完成というところまでこぎつけることができた。翌27日、12月1日、2日の3日間最終的改訂作業（未提出の部分について）をおこない、ついに12月4日「信仰告白」の本文が完成了。会議は副議長（Assessor）バージェス博士がそれを筆写するという大きな労を払ったことに感謝を表明した後、全員で下院に赴いてこれを提出した。この1646年12月4日が「信仰告白」（本文）の完成の日として一般に記憶されているのであ

る。12月7日下院は両院と会議の議員の使用のために600部に厳格に限定した「信仰告白」の印刷を行うことを決定し、同時に証拠聖句をできるだけ速やかに提出するようという期待を重ねて表明した。それを受けて会議は12月10日、書記たちが責任をもって正確な印刷にあたることを決め、このようにしてたのが、第二版〔EDITION TWO〕である。12月中旬でたという十分な証拠があるが、これは「信仰告白」の最初の完成本文（証拠聖句なし）版である。なお、細かいことではあるが、この第二版は第一版の活版からそのまま印刷されたものではなく、ほとんど全部組み直されていることをカラッザーズは明らかにしている。

翌1647年1月6日証拠聖句作成委員会が設置され、翌7日からその委員会の報告にもとづき審議が始まった。議事録をみると、審議にあたって議員はおのの自分の「信仰告白」本を持参することという命令と、審議の際に用い、証拠聖句が決定するとそれを欄外に記入するために、1冊の「信仰告白」本が公式に用いられたことがわかるが、それが印刷本である第二版の1冊であることはいうまでもない（*Minutes*, p. 319）。以後ほとんど毎日審議がなされ、委員会の最後の報告が提出されたのは3月5日で、同じ日証拠聖句検討委員会（10名+作成委員）が設置された。会議における証拠聖句の審議は続き、4月5日に完了をみた。しかしそれで全部が終わったのではなく、翌4月6日から検討・修正作業が検討委員会・大委員会・全体会議で14日まで行われた。翌4月15日に議会提出用の2冊の「信仰告白」の欄外に証拠聖句を記入することが3名の者に命じられたが、その2冊は審議用に用いられたものとは当然別るものであったに違いない。これで作業は終わったがすぐに提出されなかつたので、下院は待ちきれなくなつて、4月22日に証拠聖句と「39箇条」の改訂版のそれぞれの完成部分の提出を要求した。そこで会議は4月29日に「信仰告白」の証拠聖句と「39箇条」の改訂版の完成部分を下院に提出した。それを受けて下院は「証拠聖句付信仰告白」と「39箇条」の改訂版の完成部分をそれぞれ600部印刷することを命令した。これも第二版と同じく、両院と会議の議員の使用のためだけに厳格に限定

した出版であった。このようにしてでたのが第三版〔EDITION THREE〕であって、これは「証拠聖句付信仰告白」の最初の版となるわけである。それは5月19日に両院の議員にわたされたということである。この版の印刷は当然第二版の活版がそのまま使用されたと考えられてきたが、必ずしもそうではなく色々組み直されているところがあることをカラッザーズは明らかにしている。

下院は5月19日から「信仰告白」の審議を開始するが、断続して、それが完了するのは1648年3月17日であった。

その間に、「信仰告白」はスコットランドにもたらされることになる。1647年8月4日にスコットランド教会総会議が開会され、8月9日に総会議は「ウェストミンスター信仰告白」を審議するために、議員の審議用として300部印刷することを決定した。このようにして生まれたのが第四版〔EDITION FOUR〕である。これは「証拠聖句付信仰告白」の最初のスコットランド版ということになる。この版はスコットランドで印刷されたので新しく組版されたが、この少部数の厳格な限定版に3つの異なった版（刷り）あることをカラッザーズは明らかにし、理由は不明だと言っている。

これに続く2つの版、第五版〔EDITION FIVE〕と第六版〔EDITION SIX〕は、これまでのものとは性質の全く違ったものである。これまでの4つの版はすべて議員の審議のための厳格な限定版であったが、この2つの版はエディンバラとロンドンで一般に売りだされた最初の公刊本であった。この2つの版は第四版をもとにして造られたが、その活版をそのまま使ったのではなく新しく組み直されたものだということをカラッザーズは明らかにしている。さらにこの2つは同じ活版から印刷されており、印刷の場所はエディンバラで、そこで売り出されたのが第五版〔EDITION FIVE〕で、第六版〔EDITION SIX〕はエディンバラで印刷されたものがロンドンに送られ

てそこで売り出されたのだとカラッザーズは推定している。販売の時期は前者が1647年12月、後者が恐らく翌1648年初頭と考えられる。

次にくるのが第七版〔EDITION SEVEN〕であるが、これは今までのすべての版と表題も内容も異なった独特的の版、いわば孤立した版である。表題は、他の版は‘The Humble Advice of the Assembly of Divines now by Authority of Parliament Sitting at Westminster, concerning a Confession of Faith...’となっていたが、この版では「信仰告白」という表現が捨てられて、‘Articles of Christian Religion, Approved by both Houses of Parliament, after Advice had with the Assembly of Divines by Authority of Parliament Sitting at Westminster...’となった。内容的には、会議が提出した原文から議会が30章、31章の全部と20章第4節、24章の3・4節の一部と5・6節全部を削除したもので、以後の歴史の中で全く用いられなかったこの時限りの議会版ということになる。但し本文批評の観点からは価値のある重要な版だとカラッザーズは考えている。これは1648年6月27日の日付で出版されている。

三

これらの最も古い7つの版はその成立の経緯から考えても、最も基本的な、最も権威ある版であることは疑いのないところである。しかしその複雑な成立の経過からみて、たがいに相違点がいろいろあることも無理からぬところであろう。カラッザーズはこの7つの版の78の版本を自ら照合し、さらに各地の図書館に依頼して9つの版本を照合して、各版の異同を、4ページから成る各シートごとに調べ、ひとつの版にも何回かの刷りがあることから、同一版の3人の組版者の個性の違いを推測するところまで、実に精密な研究を開いている。

続いて第2部のクリティカル・テキストについた序論的文章⁶⁾と注において、7つの版以後にテキ

6) *The Westminster Confession*, pp. 71-88.

ストがどのように改悪されていったかということを明らかにしようとするが、その際にも、現代の諸版のもとになっている約30の版を照合している。序論的文章では、これら各版のテキストとしての価値と、相互の依存関係を説明し、さらにそれを一目でわかるようにした、系統図を作成している。

このような研究にもとづいて、カラッザーズが、歴史の経過のなかで入り込んできた様々なテキストの改悪を訂正して、最も正しいテキストを復元しようとしたのが、最後につけたクリティカル・テキストである。本文の用語や文章と証拠聖句の誤りを訂正するだけでなく、彼がとくに注意を払うのは、パンクチュエーションである。この点ではこれまで最もすぐれた版をだした父親のウィリアム・カラッザーズ⁷⁾もなお不十分だったという。このようにパンクチュエーションにも細心の注意を払って正確なテキストを復元することによって、カラッザーズは「ウェストミンスター神学者たちの慎重でバランスのとれた神学的思考が、テキストの改悪によって、どのように不明瞭にされ、場合によっては実に破壊されてしまったか」を明らかにしているのである。

このようなカラッザーズの仕事の価値は、前述のように、バージェスの手稿の発見によって無にされるどころか、それによってかえって裏付けられたということができる。というのは、最も古い7つの版の厳密な照合にもとづくクリティカル・テキストとバージェスの手稿とは基本的に一致しているからである。したがってわれわれは、カラッザーズの2つの版において、ウェストミンスター会議の作成した「信仰告白」の原典に最も新しいものを考えることができ、その後の諸版は正しい原典からの改悪であるとするカラッザーズの主張に賛成せざるをえないのである。

四

そこで次の作業は、カラッザーズのテキストを他のテキストと比較することによって、その優秀性を具体的に明らかにすることである⁸⁾。もちろん、「信仰告白」の全体にわたってこれを行うことはできないので、分かりやすいいくつかの個所を選んで、比較を試みる。その際、I. 用語・文章上の違い、II. パンクチュエーションの問題、の2項目にわけて検討することとする。

I. 用語・文章上の違い

1) XX, 2 (キリスト者の自由と良心の自由について)

God alone is lord of the conscience, and hath left it free from the doctrines and commandments of men which are in anything contrary to his word, or beside it, *in* matters of faith or worship. [FP=S, PCUS]

God alone is Lord of the conscience, and hath left it free from the doctrines and commandments of men, which are, in any thing, contrary to His Word; or beside it, *if* matters of faith, or worship. [BC=C, RP]

2. 神のみが良心の主であり、神は信仰または礼拝の事柄において、何事であれみ言葉に反するまたはみ言葉の外にある人間の教えと戒めから、良心を自由にされた。(委員会訳旧版)

神のみが良心の主であり、神は、何事においてもみ言葉に反し、あるいは、信仰と礼拝の事柄においてであれば、み言葉の外にあるところの人間の教えと戒めから良心を自由にされた。
(同現行改訂版)

7) 1883, 1891, 1914年(改訂版)の3回「信仰告白」のテキストをイングランド長老教会の出版局から出している。

8) テキストの比較は、原則的には、まず現代の一般的なテキストを代表するものとして便宜上No.10のFree Presbyterian Church版〔FP〕をかけ、それと対比する形で、下にNo.8のBurgess-Carruthers版〔BC〕をかける。必要に応じて他の諸版を引用することもある。問題個所はイタリックにするか、下線を施し、さらに他の諸版との異同を〔 〕内に記号で記す。諸版の比較・照合が直接の目的ではないので、諸版の選択も便宜

上下をくらべてみると、違いは2個所あって、原典である下のテキストでセミコロンであったところが上ではコンマになり、さらにifがinに変わっていることがわかる。この改変は重大な結果をもたらすものである。つまり、上のテキストでは、右の日本語訳に表れているように、良心の自由を「信仰または礼拝の事柄」に限定することになる。しかし良心の自由とは、神のみ言葉以外の何物にも良心は拘束されないということであるから、良心はみ言葉に反する一切の(in any thing)人間の教えと戒めから自由にされているというのがこの個所の主張であって、これはまさしく宗教改革の根本的原理の表明にはかならない。そしてそこには何の限定も制限もないである。その点を、正しいテキストはセミコロンで区切ることに

よって、疑問の余地なく明確にしている。これにたいして、セミコロンの後の部分は別の、限定された問題を扱うということが、「信仰と礼拝の事柄であれば」という言い方によって明示されている。そこでは、み言葉に反することはもちろん、み言葉に示されていない、み言葉に追加された(beside it) 人間の教えや戒めも良心を束縛することはできない、というのである。これは礼拝儀式については聖書に明確な指示がないから教会が自由にきめてよいとして、教会の定めた礼拝儀式を強制したことに激しく抵抗したピューリタンの主張の表明といえる。したがって、これらの点をあいまいにした一般のテキストが改悪であることは明白である⁹⁾。

2) IX, 5 (自由意志について)

The will of man is made perfectly and immutably free to do good alone in the state of glory only. [FP,FPI,MS]

...free to good alone [BC, C, RP, S, PCUS]

to do がはいっているテキストとそうでないものとがあるが、後者が正しいテキストである。この章では行為することとともに、あるいはそれに先立つものとして、意志することが問題になっており、したがって、to will and to do という言い

人間の意志は、ただ栄光の状態においてのみ、善だけを行ふように、完全かつ不变的に解放される。(委員会訳)

善のみに向かう完全な、又不可変の自由
(松尾訳)

方が一度ならずなされているのであるから、to do をいれる読み方は、行為することだけに限定することになるという意味で正しくないと考えられ、内容的にも原テキストが正しいことがわかる¹⁰⁾。

3) VII, 3 (人間と神との契約について)

the Covenant of Grace: whereby [FP]

the covenant of grace; wherein

[BC, S, PCUS]

それによって (委員会訳)

そこでは (松尾訳)

内容的にも下のほうがよい。

的であり、照合も限定されたものにとどまる。また日本語訳を対訳の形でつけるが、その際、No. 5 の日本基督教改革派教会信条翻訳委員会訳〔委員会訳〕を主とし、必要に応じて他の訳も引用する。ただし、対訳はその日本語訳が左欄のテキストを底本としていることをかならずしも意味するものではない。

9) Cf. *Collected Writings of John Murray*, The Banner of Truth Trust, vol. 3, 1982, pp. 291-95.

No. 12 [MS] が No. 9 [FPI] のカラッザーズのテキストを採用したといいながら、if を in に改変しているのは理解し難い。

10) [FPI, MS] は [BC] のテキストをとりながら、ここで伝統的な誤りを導入している。

4) XXI, 5 (宗教的礼拝と安息日について)

besides religious oaths and vows, solemn fastings . . . [FP]

besides religious oaths, and vows [PCUS] besides religious oaths, vows, [S]

beside religious oaths, vows, [BC,C,RP]

vow は性質上 religious なものであるから、religious という形容詞は oathsだけを修飾するも

のであるが、そのことを正しいテキストは最もはっきりさせている。

II. PUNCTUATION の問題

A. 構文の理解が変わってくる場合

1) IX, 1 (自由意志について)

God hath endued the will of man with that natural liberty, that it is neither forced, nor by any absolute necessity of nature determined, to good or evil. [FP]

God hath endued the will of man with that natural liberty, that it is neither forced, nor, by any absolute necessity of nature, determined to good, or evil. [BC=C,RP,PCUS]

determined のあとにコンマがあるかないかということで大きな違いがでてくる。上のテキストでは、to good or evil が forced と determined の両方にかかるように読めるが、下のテキストのようにコンマがなければ、determinedだけに結びつけて読むのが自然である。内容的にどちらが正しいか。ここでは意志の自然本性的自由を外側と内側の二面からとらえているのが見られる。す

神は、人間の意志にあの自然的自由を賦与された。それは善にも悪にも強制されていないし、また自然の絶対的必然で決定されてもいい。(委員会訳)

神は人間の意志に自然本性的自由を与えられた。すなわち、それは強制されてもいいし、また自然本性の絶対的必然によって、善か悪かに決定されてもいい(試訳)

なわち、まず意志が外からの強制をうけていないということが言われる。これは善悪という倫理的な事柄にはかかわらない、それ以前の問題である。そして次に、内的に見て、意志が自然本性によって善悪いずれかの方向に必然的に決定されているということはないと言っているのである。こう見ると原テキストのパンクチュエーションが正しいことがわかる¹¹⁾。

2) XII, (子とすることについて)

. . . they . . . are pitied, protected, provided for, and chastened by him *as by a father* [FP, FPI, C, RP, S, PCUS]

. . . they . . . are pitied, protected, provided for, and chastened by Him, *as by a Father* . . . [BC]

彼らは・・・あわれみをこうむり、守られ、備えられ、親から受けるように神から懲らしめられ・・・(委員会訳)

彼らは・・・彼によって、父によるがごとく、あわれまれ、守られ、備えられ、懲らされ・・・(松永訳、堀内訳)

11) 日本語訳で正しい訳をしているのは最も古い堀内訳だけであるが、この理解はラテン語訳によっても支持される。

[BC] 以外のテキストの punctuation では、as by a father がどこにかかるのか決定できないので、委員会訳のように訳すこともできる。しかし原テキストでは、それが全部の動詞にかかることが明らかである。それがこの個所の意図だという

ことは、証拠聖句に詩編103:13「父がその子を憐れむように、主は主を畏れる人を憐れんでくださる」があげられていることからも裏付けられるだろう。

3) VIII,5 (仲保者キリストについて)

The Lord Jesus, by his perfect obedience and sacrifice of himself, which he through the eternal Spirit once offered up unto God, hath fully satisfied the justice of his Father [FP,S,PCUS]

The Lord Jesus, by His perfect obedience, and sacrifice of Himself, which He, through the eternal Spirit, once offered up unto God, hath fully satisfied the justice of His Father [BC,C,RP]

主イエスは永遠のみたまによって、ひとたび神にささげられたその完全な服従と自己犠牲により、み父の義を全く満たされた。(委員会訳)

主イエスはその全き服従と、永遠の靈によって、一たび神にささげた彼自身の犠牲とによって、彼の父の義を完全に満たし、(松永訳)

2行目の which が obedience と sacrifice の両者を受けるのか、sacrificeだけなのかが問題である。原テキストは obedience の後にコンマをおいているので、sacrifice を受けたと考えることが容易である。また offered up という動詞には sacrifice はぴったりだが、obedience は合いにくいという点も考えられる。ラテン語訳は明白にこの理解を支持する。

B. 節全体の思想構造・論理的構成の正しい理解にかかわる場合

1) I, 1 (聖書について)

冒頭の有名な個所でもあり、紙数の制限もあるので、正しいテキストだけを全文引用し、訳も省略して、問題点を指摘するにとどめる。

Although the light of nature, and the works of creation and providence do so far manifest the goodness, wisdom, and power of God, as to leave men unexcusable; yet are they not sufficient to give that knowledge of God, and of His will, which is necessary unto salvation. Therefore it pleased the Lord, at sundry times, and in divers manners, to reveal Himself, and to declare that His will unto His Church; and afterwards, for the better preserving and propagating of the truth, and for the more sure establishment and comfort of the

Church against the corruption of the flesh, and the malice of Satan and of the world, to commit the same wholly unto writing: which maketh the Holy Scripture to be most necessary; those former ways of God's revealing His will unto His people being now ceased. [BC= C,RP]

7行目のピリオドが他の版ではコロンやセミコロンにかえられて、salvation: therefore [FP]、salvation; therefore [S, PCUS] となっている。つまり原文は全体が二つのセンテンスに分けられているが、それを一つのセンテンスに変更したわけである。それによって、議論の流れがよりスマーズにとらえられると考えたのであろう。コロンからさらにセミコロンへの変更の意図も同一線

したことと思われる。しかしながら、原文つまり「信仰告白」の作者である会議の意図は違うところにあった。冒頭のセンテンスは、自然啓示の実在という厳然たる事実と、にもかかわらずそれが救いのためには不十分だという同じく厳然たる事実を述べている。これが人間のおかれている状況であり、それは以後述べられることすべての出発点であり、大前提となる非常に重い事実だという認識がピリオドでとめたことに表れていると考えられる。それをコロンやセミコロンにかえることは結局、この重い事実を、聖書が必須であるという結論を導き出すための枕、あるいは議論の第一段階にしてしまうことになる。しかし原作者は全体を、人間の現実の状況とそれにたいする神のご处置というかたちで二分しているのである¹²⁾。

第二のセンテンスは、神のご处置としての特別啓示の諸段階を語るが、10行目のセミコロンによって、それを二分していることがわかる。さまざまの時と方法による啓示とその文書化との二つである。その後にコロンがくるが、他のテキストではセミコロンになっている。つまり which 以下をその前と並列的に扱っているわけである。しかし、原文はここにコロンをおいてはっきり区分しているのである。その意図は何か。which は文法的には前をうけて、前と連続してゆく働きをするが、内容的には前で述べられたこと全体をうける非常に重い which であり、which 以下は結論を語るという重大な意味をもっている。コロンはそういう意識を表すものと考えられる。

2) III, 6 (神の永遠の聖定について)

[FP,PCUS] で、they who are elected being fallen in Adam are... となっているところは、委員会訳が「アダムにおいて堕落しながら選ばれている者たちは」と訳しているように、墮落後予定説的 (infralapsarian) 解釈を許容するものであるが、正しいテキストは、they who are elected, being fallen in Adam, are... [BC,C,RP,S] となっていて、そのような解釈の余地を全く排除し

ている。コンマで区切られた部分は、選ばれた者たちが現実におちいっている状態を、事実として述べている文章で、「選ばれる者は、アダムに於て墮落しているが」(松尾訳=山永訳・堀内訳) と訳すのが正しい。

3) III, 7 (同上)

The rest of mankind God was pleased... to pass by, and to ordain them to dishonour and wrath for their sin... [FP,S,PCUS]

このパンクチュエーションは最初の 7 つの版の第五版・第六版にさえ現れているものであるが、正しいテキストではセミコロンである。コンマの場合、to pass by と to ordain は神の一つの行為の二つの局面と見られているということになる。しかしこの「告白」の作成者たちは、セミコロンで区切ることによって、それらが二つの別々の行為であることを示しているのである¹³⁾。

五

予定の紙数をすでに超過しているので、諸版の比較はこれにとどめて、最後に、カラッザーズのテキストを用いた日本語訳の試みの一例を示すことにしよう。

第19章「神の律法について」第 6 節について訳を試みるが、この個所を取り上げるのは便宜的なもので、特別の意味はない。まず、テキストをかけ、次に委員会訳を比較のために引用し、最後に試訳を提示する。

CHAPTER XIX Of the Law of God

VI. Although true believers be not under the law, as a covenant of works, to be thereby justified, or condemned; yet is it of great use to them, as well as to others; in that, as a rule of life informing them of the will of God, and their duty, it directs and binds them to walk

12) 「日本基督改革派教会創立40周年記念宣言」につけられた「信仰告白」第一章の改訂訳は、段落をかえることによって原文の意図を正しく表現しようとしている。

13) この区別の意味については John Murray, "The Theology of the Westminster Confession of Faith," in *Collected Writings of John Murray*, Vol. 4, pp. 250-51 に詳しく論じられている。

accordingly; discovering also the sinful pollutions of their nature, hearts, and lives; so as, examining themselves thereby, they may come to further conviction of, humiliation for, and hatred against sin, together with a clearer sight of the need they have of Christ, and the perfection of His obedience. It is likewise of use to the regenerate, to restrain their corruptions, in that it forbids sin: and the threatenings of it serve to show what even their sins deserve; and what curse thereof threatened in the law. The promises of it, in like manner, show them God's approbation of obedience, and what blessings they may expect upon the performance thereof: although not as due to them by the law as a covenant of works. So as, a man's doing good, and refraining from evil, because the law encourageth to the one, and deterreth from the other, is no evidence of his being under the law; and, not under grace.

まことの信者は、わざの契約としての律法の下におらず、それによって義と認められたり罪に定められたりはしないが、それでも律法は、彼らにも他の人々にも同様に、きわめて有用である。すなわち生活の基準として、神のみ旨と自分の義務を知らせて、ふさわしく歩くように彼らを導き、

道德律法の有用性

一般的有用性（未信者にも及ぶ）

生活の規範：神の意志と人の義務

罪の暴露

その効果：罪の自覚とキリストへの依存

再生者への効用

腐敗の抑制

律法の脅し：罰の明示

束縛し、また彼らの性質・心・生活の罪深い汚れをあらわに示し、彼らはそれによって自分を検討して罪をさらに認め、罪のために謙遜になり、それを憎むようになる。それと共に、キリストとその完全な服従についての自分の必要を一層明白に悟るようになる。律法はまた同様に、再生した者にとって、罪を禁じている点で彼らの腐敗を制御するのに有用である。またその威嚇は、彼らが律法に威嚇されているのろいから解放されているとはいえ、彼らの罪でさえも何に価するか、また罪のためにこの世でどんな災いを期待すべきか、を示すのに役立つ。同様に律法の諸約束は、服従に対する神の是認と、それを果たした場合、わざの契約としての律法によって彼らに当然のこととしてではないが、どのような祝福を期待できるか、を示す。それで、人が善を行ない悪をやめることは、律法が一方を奨励し他方をとめているゆえ、彼らが律法の下にあって恵みの下にいないということの証拠にはならない。（委員会訳）

この訳文には訂正すべき誤訳はほとんどないが、一読してこの個所の論理構造をつかむことは困難に思われる。そこで、その論理構造に細心の注意を払ってパンクチュエーションを行っている原文、すなわちカラッザーズのテキストをできるだけ忠実に訳すことによって、その論理構造をとらえやすくしたいと思う。

(六) 真の信者たちは、わざの契約として、つまり、それによって義とされ、あるいは罪に定められるという意味で、律法の下にあるのではないが、彼らにとって律法は、他の人々にとってと同様に、非常に有用である。というのは、律法は、彼らに神の意志と自分の義務を知らせる生活の規範として、それに一致した歩みをするように彼らを導き、義務づける、さらにまた彼らの性質と心と生活の罪深い汚れを暴露する、そのようにして、彼らは律法によって自らを吟味して、罪を一層確信し、罪のためにへりくだり、罪を憎むようになり、同時にキリストとキリストの完全な服従が自分に必要だということを、一層はっきりと悟るようになるからである。

律法はまた再生者にとっても、罪を禁止することによって、彼らの腐敗を抑制するのに有用である。そして、律法の脅しは、（彼らは律法が脅しているその呪いから解放されているとはいえ）彼らの罪でさえも何に値するか、また、その罪のためにこの世でどんな苦難を受けることになるか、を示す働きをするのである。

律法の約束：

神の是認と祝福

律法への服従 ≠ 律法の下に

あること

律法の諸約束は、同様にして、彼らに、神が服従をよしとして下さること、また律法を実行した場合どんな祝福を受けることになるかを示している。もっとも、その祝福は、わざの契約としての律法によって当然与えられるべきものだというのではない。

それゆえ、律法が善を勧め、悪をとめているということから、人が善を行い、悪を行わないのは、決して彼が律法の下にあるということの、そして恵みの下にないということの、証拠にはならないのである。

この個所の主題は道徳律法の有用性ということであるが、原文の冒頭と末尾に under the law ということばがあるように、律法の下にあるとかないということが、議論のいわば枠組みになっていることがわかる。つまり、信者は律法の下にあるのではないが、律法を守る、逆に、信者が律法を守るということは、信者が律法の下にあることではない、というのが議論の枠組みで、その理由として律法の有用性が述べられるという構造になっているわけである。委員会訳ではそのことが必ずしもはっきりしない。また有用性についての議論も、いろいろなことが羅列されている感じで、それぞれの関連、全体の論理構造がつかみにくいと思われる。試訳では全体の論理構造の理解を助けるために左に小見出しをつけたが、訳文自体でそれが果たされるようにというのが目指すところである。

関連年表

| 年 | 月 | 日 | 事項 |
|------|----|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1643 | 7 | 1 | ウェストミンスター会議開会 |
| 1644 | 8 | 20 | 信仰告白の委員会設置 |
| 1645 | 5 | 12 | 信仰告白起草委員会設置 |
| | 7 | 7 | 信仰告白第1章「聖書について」から審議開始 |
| 1646 | 7 | 19 | 議長(Prolocutor) DrTwisse 死去、A. Henderson 8月19日死去 |
| | 7 | 22 | (会議がDrTwisseの死を正式に下院に伝えた際に) 下院は信仰告白と教理問答の作成を急ぐようにという決議をし、これを会議に伝達 |
| | 9 | 17 | 下院は信仰告白の完成しただけのものを提出するようにと命令 |
| | 9 | 25 | 信仰告白の1~19章を下院に提出 |
| | 10 | 6 | 下院は1~19章を両院議員の使用のために500部印刷することを決定同時に証拠聖句を欄外に記入することを命令 |
| | 10 | 12 | 会議はこの命令について委員会を設置して検討のうえ下院に意見をだす |
| | 10 | 23 | 500部に厳格に限定した印刷を命ずる最終条例。会議の書記たちが責任をもって印刷——EDITION ONE——1~19章の未完の版(稀こう本) |
| | | | 会議は信仰告白の完成にむけて非常に勤勉にその仕事に携わる |
| | 11 | 26 | 信仰告白一応完成 |
| | | 27 | 12/1、12/4も含めて3日、最終的改訂作業(未提出の部分について) |
| | 12 | 4 | 信仰告白の本文完成、全員で下院に提出(筆写はBurgessがおこなう) |
| | 12 | 7 | 下院は両院と会議の議員のために600部に厳格に限定した信仰告白本文の印刷を行うことを決定、会議の決定は12月10日、証拠聖句提出の催促——EDITION TWO—完成本文(証拠聖句なし)の版、12月中出版 |
| 1647 | 1 | 6 | 証拠聖句作成委員会設置、Wilson,Byfield,Gowerの3名 |
| | | 7 | 委員会の報告にもとづき審議開始。以後ほとんど毎日審議がなされる |
| | 3 | 5 | 委員会の最後の報告提出。検討委員会(10名+作成委員)設置 |
| | 4 | 5 | 証拠聖句一応の完成。 |
| | | 6 | 検討・修正作業が検討委員会・大委員会・全体会議で14日まで行われる |
| | | 15 | 議会提出用2冊の信仰告白の欄外に聖句記入—Wilson,Gower,Wallis |
| | | 22 | 下院は証拠聖句と39箇条の改訂版のそれぞれの完成部分の提出を要求 |
| | | 29 | 信仰告白の証拠聖句と39箇条の改訂版の完成部分を提出。下院はその両者の600部の印刷を命じる。EDITION TWOと同じ条件の限定出版——EDITION THREE——証拠聖句付信仰告白の最初の版 |
| | 5 | 19 | 下院は信仰告白の審議を開始。1648年3月17日に完了 |
| 8 | 4 | | スコットランド教会総会議開会 |
| | 9 | | スコットランド教会総会議はウェストミンスター信仰告白を審議するため議員の審議用として300部印刷することに決定 —EDITION FOUR—証拠聖句付信仰告白のスコットランド版 |
| | 27 | | スコットランド教会総会議はウェストミンスター信仰告白を採択 |
| | 12 | ? | EDITION FIVE——by Evan Tyler, Edinburgh. 最初のスコットランド公刊版 |
| 1648 | 1 | ? | EDITION SIX——for Robert Bostock, London. 最初のイングランド公刊版 |
| | 6 | 27 | EDITION SEVEN——Articles of Christian Religion, Approved by both Houses of Parliament, after Advice had with the Assembly of Divines by Authority of Parliament Sitting at Westminster, London, Printed for Edward Husband.... 表題も内容も他の諸版と異なった独特的版。以後の歴史の中で全く用いられなかったこの時限りの議会版。但し本文批評の観点からは価値のある重要な版 |